

輸入注意事項 12第28号  
平成12年4月17日  
経済産業省貿易経済協力局  
(最終改正H25.2.1)

## めろを輸入する場合の確認について

上記貨物を輸入しようとする者は、平成25年2月1日以降、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。

ただし、平成25年2月1日以降であっても、従前の別紙様式2・別紙様式3をもって、それぞれ現行の別紙様式2・別紙様式3に代えることを認めることとします。

## 記

### 1 受付期日

毎週火曜日と木曜日の午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時までに限る。

### 2 提出書類

- (1) めろを輸入する場合の確認申請書（別紙様式1） 2通
  - (2) めろの数量及び金額、原産地、船積地域及び船積港、運送方法並びに船名等が確認できる書類（船荷証券、インボイス、契約書等の写し） 1通
  - (3) 次の（イ）又は（ロ）に掲げる書類
    - (イ) めろ輸出証明書  
当該めろを輸出した国又は地域（以下「輸出国等」という。）の政府職員が認証したものの原本（別紙様式2 Dissostichus Export Document。以下「めろ輸出証明書」という。） 1通
    - (ロ) めろ再輸出証明書  
陸揚げした国又は地域からの輸出後に経由する国又は地域（以下「経由国等」という。）が存する場合は、最終の経由国等の政府職員が認証したものの原本（別紙様式3 Dissostichus Re-export Document。以下「めろ再輸出証明書」という。） 1通
- (注) 1 我が国が当該めろの陸揚げをする寄港国となる場合にあっては、上記（イ）又は（ロ）に掲げる書類の提出に代えて、陸揚げ確認欄に水産庁による確認がなされためろ漁獲証明書（別紙様式4 Dissostichus Catch Document。

以下「めろ漁獲証明書」という。)を提出すること。

2 めろ輸出証明書、めろ再輸出証明書及びめろ漁獲証明書については、南極海洋生物資源保存管理委員会 (CCAMLR) が認めた制度に基づき発行されたものに代えることができる。

3 CCAMLR の電子漁獲証明制度に基づき電磁的記録によりめろ輸出証明書又はめろ再輸出証明書が作成されている場合にあつては、上記 (イ) 又は (ロ) に掲げる書類の提出に代えて、当該証明書の漁獲証明書文書番号 (catch document number) 及び輸出番号 (export code) が分かる書類 (様式任意) を提出すること。

(4) 当該めろがCCAMLRのIUU船対策に反しない貨物であることを証する水産庁の確認書の原本

(注) 上記の提出書類のほかにも必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

### 3 提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室

〔別紙様式1〕

めろを輸入する場合の確認申請書

経済産業大臣 殿

申請者名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 記名押印 \_\_\_\_\_  
 又は署名 \_\_\_\_\_  
 資 格 \_\_\_\_\_  
 申請年月日 \_\_\_\_\_

※確認番号 _____
※確認年月日 _____

次の輸入の確認を申請します。

I 輸入の内容

関税率表 の番号等	商品名	数量	単価	原産地	金 額
		kg		船積地域及び 船積港	
備 考					

II その他

運 送 方 法	1. 漁船 2. 運搬船 3. 航空機	船名	
入港予定年月日			
通関予定年月日			
入 港 予 定 港			
販 売 予 定 先			
今後の通関予定	② 年 月	kg	② 年 月 kg
	③ 年 月	kg	④ 年 月 kg
	④ 年 月	kg	⑥ 年 月 kg

上記のとおり確認する。

経済産業大臣の記名押印

資 格 \_\_\_\_\_

記名押印 \_\_\_\_\_

(裏面)

※通 関

税関申告番号及び申告年月日	送状数量	送状金額	許可又は承認年月日及び税関押印

- (注) (1) 当該申請書の提出時期は、原則として船積前とし、原産地別、船名別に作成すること。
- (2) 単価欄には、1 k g 当たりの単価 (ドル C I F) を記載すること。
- (3) 船積地域 (又は船積港) が 2 地域 (又は 2 港) 以上の場合には、それぞれの船積地域 (又は船積港) を併記すること。
- (4) 漁船、運搬船及び航空機の区分については、1 から 3 のいずれか該当する箇所に○印を付すること。なお、ここでいう漁船とはめろを漁獲するための漁労設備を有する船舶であり、運搬船とは漁船以外の船舶のことである。なお、航空機による運搬方法の場合には、船名欄への記入は必要ない。
- (5) 入港予定年月日及び通関予定年月日について幅がある場合は、それぞれの期間を記入すること。なお、入港予定年月日の欄には実際に当該貨物の積卸しを予定している港への入港予定年月日を記入することとし、当該貨物を 2 港以上で分割して積卸しを行う場合にはそれぞれの入港予定年月日を併記すること。
- (6) 入港予定港欄には、実際に当該貨物の積卸しを予定している港名を記入すること。なお、当該貨物を 2 港以上で分割して積卸しを行う場合には、それぞれの港名を併記すること。
- (7) 販売予定先が複数の場合には、すべての販売予定先を記入すること。
- (8) 今後の通関予定欄には、当該申請書に記載した原産地からの輸入分につき、当該申請月の通関予定量 (既に通関したものを含む。) 及びその後 5 ヶ月間の月別通関予定量を記入すること。(成約済みのものに限る。)

[別紙様式 2]

DISSOSTICHUS EXPORT DOCUMENT		V1.5
Catch Document Number:		Export code:
From:	To:	Fishing Vessel Name:
11. Description of Fish Exported		
Species	Type	Net Weight Exported (kg)
Species: TOP ( <i>Dissostichus eleginoides</i> ), TOA ( <i>Dissostichus mawsoni</i> )		
Type: WHO Whole; HAG Headed and gutted; HAT Headed and tailed; FLT Fillet; HGT Headed, gutted, tailed; OTH Other (specify)		
11a Transport Details: complete one of the four sections below		
Complete this section if transport method is by SEA:		Complete this section if transport method is by ROAD:
Container number:		Truck registration number:
Vessel name:		Nationality of truck:
Bill of lading number:		
Complete this section if transport method is by AIR:		Complete this section if transport method is by RAIL:
Flight number:		Railway transport number:
Airway bill number:		Bill of lading number: (or other shipment document number to identify shipment)
Complete the following section regardless of the transport method		
Date of issue:		Place of issue:

12. Exporter Certification: I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge.			
Name:		Address:	
Signature:		Date:	Export Licence:
13. Export Government Authority Validation: I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge.			
Name / title:		Signature:	Date:
			Seal (Stamp):
14. Import Section			
Name of importer:		Importer Address:	
Intended points of transit, where available:			
Point of Unlading, City:	Point of Unlading, State/Province:	Point of Unlading, Country:	

### めろ輸出証明書記入要領

CCAMLR保存措置に従い、我が国にめろを輸入するめろ取扱業者は、めろを輸出した国又は地域（以下「輸出国等」という。）の政府職員により認証されためろ輸出証明書（以下「輸出証明書」という。）の提出が要求されます。完全に記載され、かつ、有効な輸出証明書が添付されためろのみが我が国への輸入を認められます。適切でない輸出証明書が添付された貨物は、CCAMLRのめろ保存努力に反した非合法的な貨物と見なされ、適切な輸出証明書が提出されるまでの間通関は停止となります。適切でないとは、輸出証明書の紛失、不完全な記載、無効な輸出証明書あるいは不正申告をいいます。

この記入要領にしたがってめろ輸出証明書の各欄の記入を行ってください。英語以外の言語で記入する場合は、輸出証明書に英訳を記入してください。

### 記入要領

漁獲証明書の文書番号：

当該めろに係る漁獲証明書の文書番号を記入する。

輸出証明書の文書番号：

この輸出証明書を認証する政府職員が、文書番号を記入する。

操業開始日：

当該めろに係る漁獲証明書に記載された操業開始年月日を記入する。

操業終了日：

当該めろに係る漁獲証明書に記載された操業終了年月日を記入する。

漁船名：

当該めろに係る漁獲証明書に記載された漁船の船名を記入する。

## 11. 魚に関する記述欄

### (1) 魚種：

当該めろの魚種に応じて、TOP (Dissostichus eleginoides ; まじえらんあいなめ) 又はTOA (Dissostichus mawsoni ; らいぎよだまし) の区分を記入する。

### (2) 製品形態：

当該めろの製品形態に応じて、WHO (丸、ラウンド)、HAG (頭・ハラ抜き)、HAT (頭・尾抜き)、FLT (フィレ)、HGT (頭・ハラ・尾抜き) 又はOTH (その他) の区分を記入する。

(注) OTHの場合には製品形態を具体的に記入すること。

### (3) 製品純重量：

当該めろの製品純重量をキログラム単位で記入する。

(注) 1魚種、1製品形態ごとに1行ずつ記入すること。

## 移送情報欄

### (1) 海上輸送の場合：次の事項を記入する。

- ① コンテナ番号、輸送船の船名及び船荷証券番号
- ② 船荷証券の発行年月日及び発行場所 (都市名)

### (2) 空輸の場合：次の事項を記入する。

- ① 輸送機の便名及び空輸貨物証券番号
- ② 空輸貨物証券の発行年月日及び発行場所 (都市名)

### (3) 陸上輸送の場合：次の事項を記入する。

- ① 輸送車の登録番号及び輸送車の登録国
- ② 貨物証券の発行年月日及び貨物証券の発行場所 (都市名)

### (4) 鉄道輸送の場合：次の事項を記入する。

- ① 鉄道輸送番号
- ② 船荷証券番号又は船荷を特定する文書番号
- ③ 貨物証券の発行年月日及び貨物証券の発行場所 (都市名)

## 12. 輸出業者確認欄

輸出する業者が、名前、住所、署名及び輸出業者許可番号 (許可番号がある場合に限る。) を記入する。

## 13. 輸出国等政府認証欄

この輸出証明書を認証する政府職員が、名前、役職名、署名及び認証年月日を記入の上、シール又はスタンプ (シール又はスタンプがある場合に限る。) を押印する。当該政府職員は、輸出国等において権限を有する政府当局の職員でなければならない。

## 14. 輸入欄

当該めろを輸入する業者の名前・住所、予定される中継地点 (必要な場合に記載) 並びに積卸しを行う都市名、県 (州) 名 (県又は州がある場合に限る。) 及び国名を記入する。

[別紙様式 3]

DISSOSTICHUS RE-EXPORT DOCUMENT		V1.5
Catch Document Number:		Export code:
From:	To:	Original Export code:
11. Description of Fish Exported		
Species	Type	Net Weight Exported (kg)
Species: TOP ( <i>Dissostichus eleginoides</i> ), TOA ( <i>Dissostichus mawsoni</i> )		
Type: WHO Whole; HAG Headed and gutted; HAT Headed and tailed; FLT Fillet; HGT Headed, gutted, tailed; OTH Other (specify)		
11a Transport Details-complete one of the four sections below		
Complete this section if transport method is by SEA:  Container number:  Vessel name:  Bill of lading number:		Complete this section if transport method is by ROAD:  Truck registration number:  Nationality of truck:
Complete this section if transport method is by AIR:  Flight number:  Airway bill number:		Complete this section if transport method is by RAIL:  Railway transport number:  Bill of lading number: (or other shipment document number to identify shipment)
Complete the following section regardless of the transport method		

Date of issue:		Place of issue:	
12. Exporter Certification: I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge.			
Name:		Address:	
Signature:		Date:	Export Licence:
13. Export Government Authority Validation: I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge.			
Name / title:		Signature:	Date:
			Seal (Stamp):
14. Import Section			
Name of importer:		Importer Address:	
Intended points of transit, where available:			
Point of Unlading, City:	Point of Unlading, State/Province:	Point of Unlading, Country:	

### めろ再輸出証明書記入要領

CCAMLR 保存措置に従い、再輸出（めろを陸揚げした国又は地域から輸出後に国又は地域を経由することをいう。）されためろを我が国に輸入するめろ取扱業者は、最後に経由した国又は地域の政府職員により認証されためろ再輸出証明書（以下「再輸出証明書」という。）の提出が要求されます。完全に記載され、かつ、有効な再輸出証明書が添付されためろのみが我が国への輸入を認められます。適切でない再輸出証明書が添付された貨物は、CCAMLR のめろ保存努力に反した非合法的な貨物と見なされ、適切な再輸出証明書が提出されるまでの間通関は停止となります。適切でないとは、再輸出証明書の紛失、不完全な記載、無効な再輸出証明書あるいは不正申告をいいます。

この記入要領にしたがって再輸出証明書の各欄の記入を行ってください。英語以外の言語で記入する場合は、再輸出証明書に英訳を記入してください。

### 記 入 要 領

漁獲証明書の文書番号：

当該めろに係る漁獲証明書の文書番号を記入する。

再輸出証明書の文書番号：

この再輸出証明書を認証する政府職員が、文書番号を記入する。

操業開始日：

当該めろに係る漁獲証明書に記載された操業開始年月日を記入する。

操業終了日：

当該めろに係る漁獲証明書に記載された操業終了年月日を記入する。

輸出証明書の文書番号：

再輸出する国又は地域（以下「再輸出国等」という。）に当該めろが輸入された際に添付されていた輸出証明書又は再輸出証明書の文書番号を記入する。

#### 11. 魚に関する記述欄

##### （1）魚種：

当該めろの魚種に応じて、TOP（*Dissostichus eleginoides*；まじえらんあいなめ）又はTOA（*Dissostichus mawsoni*；らいぎよだまし）の区分を記入する。

##### （2）製品形態：

当該めろの製品形態に応じて、WHO（丸、ラウンド）、HAG（頭・ハラ抜き）、HAT（頭・尾抜き）、FLT（フィレ）、HGT（頭・ハラ・尾抜き）又はOTH（その他）の区分を記入する。

（注）OTHの場合には製品形態を具体的に記入すること。

##### （3）製品純重量：

当該めろの製品純重量をキログラム単位で記入する。

（注）1魚種、1製品形態ごとに1行ずつ記入すること。

#### 移送情報欄

##### （1）海上輸送の場合：次の事項を記入する。

- ① コンテナ番号、輸送船の船名及び船荷証券番号
- ② 船荷証券の発行年月日及び発行場所（都市名）

##### （2）空輸の場合：次の事項を記入する。

- ① 輸送機の便名及び空輸貨物証券番号
- ② 空輸貨物証券の発行年月日及び発行場所（都市名）

##### （3）陸上輸送の場合：次の事項を記入する。

- ① 輸送車の登録番号及び輸送車の登録国
- ② 貨物証券の発行年月日及び貨物証券の発行場所（都市名）

##### （4）鉄道輸送の場合：次の事項を記入する。

- ① 鉄道輸送番号
- ② 船荷証券番号又は船荷を特定する文書番号
- ③ 貨物証券の発行年月日及び貨物証券の発行場所（都市名）

#### 12. 輸出業者確認欄

再輸出する業者が、名前、住所、署名及び輸出業者許可番号（許可番号がある場合に限る。）を記入する。

#### 13. 輸出国等政府認証欄

この再輸出証明書を認証する政府職員が、名前、役職名、署名及び認証年月日を記入の上、シール又はスタンプ（シール又はスタンプがある場合に限る。）を押印する。当該政府職員は、再輸出国等において権限を有する政府当局の職員でなければならない。

#### 14. 輸入欄

当該めろを輸入する業者の名前・住所、予定される中継地点（必要な場合に記載）並びに

積卸しを行う都市名、県（州）名（県又は州がある場合に限る。）及び国名を記入する。

[別紙様式 4]

<i>DISSOSTICHUS</i> CATCH DOCUMENT						V1.6
Document Number:			Flag State Confirmation Number:			
1. Issuing Authority of Document						
Name:		Address:		Telephone:		Fax:
2. Fishing Vessel						
Name:		Home Port:	Registration Number:	Call Sign:	IMO/Lloyd's Number (if issued):	
3. Licence Number (if issued)			Fishing dates for catch under this document			
			4. From:		5. To:	
6. Description of Fish (Landed/Transhipped)						7. Description of Fish Sold
Species	Type	EEZ	Area Caught*	Estimated Weight to be Landed (kg)	Verified Weight Landed (kg)	Net Weight Sold (kg)
Species: TOP ( <i>Dissostichus eleginoides</i> ), TOA ( <i>Dissostichus mawsoni</i> )						
Type: WHO Whole; HAG Headed and gutted; HAT Headed and tailed; FLT Fillet; HGT Headed, gutted, tailed; OTH Other (specify)						
7. Description of Fish Sold						
Name of Recipient:					Signature	
Address:			Telephone:		Fax:	
8. Landing/Transshipment Information: I certify that the above information is complete, true and correct, and that any <i>Dissostichus</i> spp. was taken in the Convention Area, I certify that it was taken in a manner which is consistent with CCAMLR conservation measures.						
Master of Fishing Vessel or Authorised Representative :(print in block letters)			Date:	Signature:	Landing/Transshipment Port and Country/Area	Landing/Transshipment Date:

9A1. Certificate of Transhipments: I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge.				
Master of Receiving Vessel:	Signature:	Vessel Name:	Call Sign:	IMO/Lloyd's Number (if issued):
9B1. Transhipment within a Port Area (countersignature by port authority if appropriate)				
Name:	Authority:	Signature:	Seal (stamp):	
9A2. Certificate of Transhipments: I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge.				
Master of Receiving Vessel:	Signature:	Vessel Name:	Call Sign:	IMO/Lloyd's Number (if issued):
9B2. Transhipment within a Port Area (countersignature by port authority if appropriate)				
Name:	Authority:	Signature:	Seal (stamp):	
10. Certificate of Landing: I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge.				
Name:	Signature:	Authority:		

\* Report FAO Statistical Area/Subarea/Division where catch was taken and indicate the catch was taken on the high seas or within an EEZ.

### めろ漁獲証明書記入要領

CCAMLR保存措置に従い、我が国にめろを輸入するめろ取扱業者であって、我が国が当該めろの陸揚げをする寄港国となる場合にあっては、めろ漁獲証明書（以下「漁獲証明書」という。）の提出が要求されます。完全に記載され、かつ、有効な漁獲証明書が添付されためろのみが我が国への輸入を認められます。適切でない漁獲証明書が添付された貨物は、CCAMLRのめろ保存努力に反した非合法的な貨物と見なされ、適切な漁獲証明書が提出されるまでの間通関は停止となります。適切でないとは、漁獲証明書の紛失、不完全な記載、無効な漁獲証明書あるいは不正申告をいいます。

この記入要領にしたがってめろ漁獲証明書の各欄の記入を行ってください。英語以外の言語で記入する場合は、漁獲証明書に英訳を記入してください。

### 記入要領

文書番号：

この漁獲証明書を発給する旗国又は地域(以下「旗国等」という。)が、ISO国番号の2桁の番号、発行年の最後の2桁の番号及び4桁の発給番号からなる文書番号を記入する。

旗国確認番号：

旗国等が、当該めろを漁獲した船舶の船長（以下「船長」という。）に発給した確認番号を記入する。

(1) 漁獲証明書発給機関欄

この漁獲証明書を発給した政府機関の名前、住所、電話番号及びファクシミリ番号を記入する。

(2) 漁船欄

当該めろを漁獲した船舶の名前、母港、登録番号、コールサイン及びIMO又はロイズ保険番号（IMO又はロイズ保険番号がある場合に限る）を記入する。

(3) 漁業許可番号

漁船に漁業許可番号がある場合には、当該番号を記入する。

(4) 操業開始日

操業開始日を記入する。

(5) 操業終了日

操業終了日を記入する。

(6) 陸揚げ又は転載される魚に関する記述欄

① 魚種：当該めろの魚種に応じて、TOP（*Dissostichus eleginoides*；まじえらんあいなめ）又はTOA（*Dissostichus mawsoni*；らいぎよだまし）の区分を記入する。

② 製品形態：貨物の製品形態に応じて、WHO（丸、ラウンド）、HAG（頭・ハラ抜き）、HAT（頭・尾抜き）、FLT（フィレ）、HGT（頭・ハラ・尾抜き）又はOTH（その他）の区分を記入する。

※OTHの場合には製品形態を具体的に記入すること。

③ 漁獲海域：漁獲海域について、条約水域内で漁獲された場合にはCCAMLR統計海区を、条約水域外で漁獲された場合にはFAO統計海区を記入する。また、公海又は排他的漁業水域（EEZ）の別についても記入する。

④ 推定陸揚げ重量：それぞれの魚種、製品形態ごとに陸揚げされると推定される重量を記入する。

⑤ 認定陸揚げ重量：陸揚げする国又は地域の当局が、陸揚げされた重量を確認し、当該重量を記入する。

(注) 1漁獲海域、1魚種、1製品形態ごとに1行ずつ記入すること。

(7) 販売された魚に関する記述欄

陸揚げした後に業者等に引き渡す貨物について以下の情報を記入する。

① 販売純重量：船長が、引き渡す当該めろの純重量をそれぞれの魚種、製品形態ごとにキログラム単位で記入する。

② 受取業者：当該めろを受け取った業者が、名前、署名、住所、電話番号、ファクシミリ番号を記入する。

(8) 陸揚げ又は転載に関する情報欄

当該めろを漁獲した船長が、陸揚げ又は転載に当たって、この漁獲証明書に記載されている情報を確認した上で、名前、署名、署名日、陸揚げ又は転載をした国又は地域及び港並びに陸揚げ又は転載をした日を記入する。

(9) 転載確認欄

当該めろが転載された場合には、転載を受けた船舶の船長が、名前、署名、船舶名、コールサイン及びIMO又はロイズ保険番号（IMO又はロイズ保険番号がある場合に限る）を記入する。

港湾における転載欄

港湾において当該めろが転載された場合には、港湾当局の担当者が、名前、機関名及び署名を記入の上、シール又はスタンプを押印する。

(10) 陸揚げ確認欄

当該めろが陸揚げされた際にこの漁獲証明書を確認した当局担当者が、名前、署名及び機関名を記入する。